

機構主催共通研修の経過措置

2029年4月から、共通研修区分の「①医療倫理」「②患者・医療者関係の構築」「⑤医療関連法規・医療経済」の各々1単位（合計3単位）については本機構が主催する共通研修を受講することが必須になります。

